

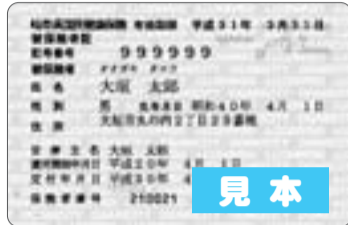
## 国民健康保険 新しい保険証を郵送

市は、国民健康保険の新しい被保険者証（保険証）を3月中旬に簡易書留で郵送します。

なお、年度途中で後期高齢者医療制度へ移行する人や退職者医療制度の対象から外れる人がいる世帯は、保険証の有効期限が通常の平成31年3月31日より早くなっています。その場合は、有効期限までに新しい保険証を送ります。

なお、世帯主が国民健康保険に加入していなくても、保険証には世帯主の氏名が記載されます。

詳しくは、窓口サービス課国民健康保険グループ（☎47-8132）へ。



見本

## 国民健康保険の健康診査補助金

### 申請要件などを変更

市は、国民健康保険加入者に対し、健康診査補助金（人間ドックの助成金）を設けています。

4月1日からは、補助金の申請要件および必要なものが、新たに増えます。

下記の内容で、下線を引いてあるものが新たに増える項目になりますので、ご注意ください。

- \*申請要件/次の①～⑤をすべて満たすこと
  - ①特定健康診査の基本項目を満たしていること
  - ②大垣市国民健康保険の加入者で、人間ドック健診料が20,000円以上であること
  - ③健診時、満30～69歳であること
  - ④助成金申請時、納期到来分の保険料完納世帯であること
  - ⑤受診日から6か月以内の申請であること

- \*必要なもの/次の①～⑤のすべて
  - ①健診結果票
  - ②受診者の名前が入った領収書
  - ③保険証
  - ④印鑑
  - ⑤口座番号が分かるもの

- \*備考/申請は、加入者1人につき年1回（4月1日～翌年3月31日）

- \*問合せ/窓口サービス課国民健康保険グループ（☎47-8132）へ

## 人材育成に 河合宏光さん、(株)ヒロコーポレーションから 株式などの寄附

市内に本社のある「㈱セリア」創業者の河合宏光さん＝写真左側＝から、自身が代表取締役を務める持ち株会社「㈱ヒロコーポレーション」の株式60株が、また同持ち株会社からは現金5千万円が、2月16日に市へ寄附されました。

これは子育てや教育などの分野における人づくりに役立ててほしいと贈られたもので、株式の配当金と現金あわせて5千万円が、今後も毎年、継続して寄附されます。

市は、寄附を有効活用していくため、3月の定例市議会に、趣旨に沿った「大垣市人づくり河合基金(仮称)」の設置条例案を提出する予定です。



## 第15回

# 大垣市民大賞



市は、学術・芸術・文化・体育などのあらゆる分野で、優れた功績を挙げた大垣にゆかりのある人や団体を奨励するため、「大垣市民大賞」を贈呈しています。

受賞の荣誉に輝いたのは、次の皆さんです＝敬称略＝。

- 【学術・芸術・文化】▷稲垣淳也（三味線）▷吉田春菜（トランペット）▷村瀬利明（俳句）▷草野隼人（絵画）▷滝観有（ポスター）▷興文中学校科学クラブ（科学）▷中川小学校（作文）
- 【体育】▷和田博雄（スキー）▷田中美佐稀（空手）▷佐藤友樹（スキー）▷高橋和子（スケート）▷田島萌愛（ソフトボール）▷吉田佳純（陸上）▷イビデンレグルス（バレーボール）
- 【その他】▷尾方美月（研究発表）▷大垣商業高等学校簿記部（簿記）▷大垣工業高等学校（ものづくり）▷村北明日香（手芸）

## 市・県民税の申告受付

市民会館 2階会議室 3月15日まで

### ＜申告会場は市民会館＞

新庁舎建設に伴い、市・県民税の申告会場は市民会館2階会議室で行っています。申告期間中、本庁舎では申告の受け付けや、市・県民税についての問い合わせはお受けできません。

### ＜市・県民税の申告は3月15日まで＞

市・県民税の申告受付は、3月15日まで（土・日曜日を除く）行っています。受付時間は、午前9時から午後4時までです。

なお、平成29年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出する人は、平成30年度市・県民税の申告をする必要ありません。

### ＜出張受付＞

次の日程で出張受付も行います。

- ◇青墓地区センター/2月28日(水)～3月2日(金) 午前9時～午後4時

### ＜書類の準備を＞

申告がスムーズに進むよう、次の2点にご協力ください。

- ① 昨年の控えを参考に自分で記入する自書申告
  - ② 事前に医療費領収書の計算や収支内訳書を作成
- 申告期限間近になると、会場は大変混雑します。申告書のほか、各種証明書や領収書などの必要書類を確認いただき、早めに申告をしましょう。



## 固定資産の価格の縦覧

市内に土地・家屋を所有する納税者の人は、固定資産の価格などの縦覧ができます。縦覧は、納税者の皆さんが所有する市内の土地や家屋の価格について、他の土地や家屋と比較・検討していただくための制度です。

- \*とき/4月2日(月)～5月1日(火) 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

- \*ところ/課税課、上石津・墨俣地域事務所(各地域事務所は管内地域のみ縦覧)

- \*持ち物/平成30年度の納税通知書・課税明細書、運転免許証など本人確認ができるもの

- \*問合せ/課税課土地グループ(☎47-8168)、または同課家屋グループ(☎47-8178)へ

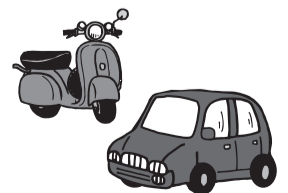
## 原付・軽自動車などの異動手続きと減免申請

軽自動車税は、4月1日現在の原動機付自転車・小型特殊自動車・軽自動車・二輪の小型自動車の所有者に課税されます。譲渡、廃車、盗難などの場合は、3月中に異動手続きをしてください。

また、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳などの交付を受け、市または県の定める一定の要件を満たしている人には、軽自動車税・自動車税の減免制度(1人につき1台のみ)があります。

軽自動車税の減免申請の受付期間は、3月1日から5月31日までです。

詳しくは、軽自動車税については課税課諸税グループ(☎47-8143)、自動車税については県自動車税事務所(☎058-279-3781)へ。



◆問合せ/課税課市民税グループ(☎47-8179)